９９９－９９９９
住所③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰
氏名③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰
■■■カスタマバーコード 8pt■■■

還付充当通知書

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧

納税義務者 氏名・名称	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩

過誤納番号	過誤納発生の理由		過誤納合計額		還付加算金		充当合計額		還付額
NNNNNNNNN	ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ		NNNNNNNNNNNNNN	＋	NNNNNNNNN	－	NNNNNNNNNNNNNN	＝	NNNNNNNNNNNNNN

端数ありの文言

＜過誤納の詳細＞

税目	NNNNNNNNNN	賦課年度	NNNNNN	課税年度	NNNNNN	通知書番号	NNNNNNNNNNNNNNN

期別	納付すべき額			納付済額			過誤納額		
（月）	本税	督手	延滞金	本税	督手	延滞金	本税	督手	延滞金
1NNN	99,999,999,999	NNNN	NNNNNNNNN	NNNNNNNNNNNNN	NNNN	NNNNNNNNN	NNNNNNNNNNNNN	NNNN	NNNNNNNNN
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
合計									

＜振込先口座＞NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

金融機関名	N（20）NNNNNNNNNNNNNNNNN			支店名	N（30）NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
口座種別	ＮＮＮＮ	口座番号	XXXXXXXX	口座名義人	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市に対して審査請求をすることができます。
2　処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。
　なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
（１）審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。
（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考
充当先の詳細については続紙をご覧ください 個人住民税の充当額は納付委託額を含みます

【お問い合わせ先】
●●●市役所　●民税課　課税係
９９９-９９９９
●●県●●市●●　１－１－１
TEL 111-1111-1111（内線 1111）

NN/NN